

平成23年度第1回岡山県ハンセン病問題対策協議会

日時：平成23年8月26日（金）14：00～
場所：ピュアリティまきび 2階 エメラルド

1 開会

2 議事

(1) 平成23年度ハンセン病問題対策事業実施状況について

(2) 前回協議事項について

(3) ハンセン病療養所入所者等社会復帰支援事業の見直しについて

(4) その他

3 閉会

平成23年度第1回岡山県ハンセン病問題対策協議会
出席者名簿

岡山県ハンセン病問題対策協議会委員

所属・職名	氏名	備考
関西福祉大学教授	平松 正臣	
元ノートルダム清心女子大学教授	南 智	
長島愛生園入所者自治会会長	中尾 伸治	
邑久光明園入所者自治会会長	屋 猛司	
長島愛生園園長	藤田 邦雄	
邑久光明園園長	畑野 研太郎	
岡山弁護士会	則武 透	
教育庁人権教育課長	谷名 隆治	
県民生活部人権施策推進課長	寺元 敏行	
土木部都市局住宅課長	杉原 雅夫	代理出席 住宅課 総括副参事 新堂 俊文
保健福祉部保健福祉課長	水川 宏一	
保健福祉部健康推進課長	則安 俊昭	

(12名)

事務局等

所属・職名	氏名	備考
岡山県ハンセン病療養所入所者等社会復帰支援員	金田 美佐緒	
岡山県ハンセン病療養所入所者等社会復帰支援員	志賀 雅子	
岡山県保健福祉部健康推進課感染症対策班総括副参事	原田 昌樹	
岡山県保健福祉部健康推進課感染症対策班主任	高橋 伸夫	
岡山県保健福祉部健康推進課感染症対策班主任	蜂谷 裕子	

(5名)

岡山県ハンセン病問題対策協議会設置要綱

平成14年5月30日 協議会定め

(目的)

第1条 「岡山県のハンセン病対策を振り返り正しい理解を進める委員会」から提言された、偏見・差別解消のための啓発事業とハンセン病療養所入所者の社会復帰等を支援する福祉増進施策について、その具体的な対策の協議・調整を行い、これらの施策を総括する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次の事項について協議・調整を行う。

- (1) 県民がハンセン病に対する正しい認識を深めるための啓発に関する事項
- (2) 入所者の社会復帰支援等の福祉増進施策に関する事項
- (3) 入所者に対する聞き取り調査や関連資料・史料の収集・蓄積に関する事項
- (4) その他ハンセン病問題対策において必要な事項

(組織)

第3条 協議会は、委員12名以内で構成する。

2 協議会の委員は、次の各号に該当する者のうちから、知事が任命し、又は委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) ハンセン病療養所入所者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) その他

(委員の任期)

第4条 委員の任期は毎年度末までとする。ただし、年度途中で委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は再任されることができる。

3 委員は、任期満了後であっても、新たに委員が任命されるまではその職務を行うものとする。

(会長等)

第5条 協議会に会長を置き、委員のうちから互選する。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

4 委員がやむを得ない理由で出席できないときは、あらかじめ会長の承認を得て、当該委員が指名する者が、当該委員に代わって会議に出席し、議事に加わることができる。

(意見聴取)

第7条 会長は、必要があると認められる場合は、委員以外の者に対し出席を求めその意見を聞き、または説明を受けることができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、健康推進課において行う。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営等に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

平成23年度岡山県のハンセン病問題対策事業実施状況

全 体 統 括

●岡山県ハンセン病問題対策協議会

第1回
(平成23年8月26日開催)

第2回 3月開催予定

個 別 課 題 の 処 理

1 偏見・差別解消のための啓発事業のきめ細やかな実施

(1)単なるパンフレットの配布等でなく、啓発資材を活用した語り部等による伝承、対話集会の実施等きめ細やかな事業実施を工夫すること

●ハンセン病問題に関する講演会等の開催
語り部講演会 17校で実施予定(小学校6校、中学校10校、高校1校)

●地域交流事業 県民が実施する地域交流事業への補助
随時 20件を予定、7月末現在申請件数:4件(242人)

●語り部DVDの活用
随時 図書館等での視聴・貸出等

(2)ハンセン病に関する正しい情報提供を行うこと

●ホームページでの啓発 「みんなで描くひとつの道」 www.hansen-okayama.jp
通年 公開開始:H14.6.24

・アクセス数、2,265件(H23.4.1~H23.7.31)
・「長島は語る」をホームページへ公開

- リーフレット、小冊子の配布
随時 保健所・市町村等へ配布、長島愛生園歴史館等での活用

学習用小冊子は、平成21年度に 64,000 部(残り約 17,000 部)、一般用リーフレットは、平成22年度に 30,000 部作成。入所者による語り部講演会、問い合わせのあった県内外の小学校・中学校や団体等へ配付予定(7月末現在、約 1,500 部を配布)

- 県政広報資料の配信
市町村・農協等の広報誌への転載資料、有線放送の資料として、広報担当課から「県政広報資料」を市町村等に、メールで配信
6月22日「らい予防法による被害者の名誉回復及び追悼の日」

- 啓発パネル等の貸出
随時 希望に応じて貸出

・平成23年度憲法週間「市民のつどい」
(主催:岡山市、岡山市教育委員会)
・県立図書館1階ティーンズコーナーで掲示
(5/28~7/29)

○保健福祉部職員研修(保健福祉課)

保健・福祉行政に携わる職員が療養所を訪問して、その歴史と現状を学ぶとともに、入所者との交流を通じて人権意識を高めることにより、今後の行政施策に役立てる。

7月21日	長島愛生園	25名参加
8月25日	邑久光明園	25名参加予定

参加した職員の感想(主なもの)

- ・行政に携わる者として、差別的な扱いにならないかを常に意識しながら業務に取り組む必要があることを改めて認識させられた。
- ・このような過ちを二度と繰り返してはならないと思う。

○人権啓発研修(人権施策推進課)

県職員が療養所を訪問し、その歴史と現状を学ぶとともに、人権についての正しい理解と認識を深め、人権行政の担い手としての資質の向上に役立てる。

7月28日	長島愛生園	40名参加
-------	-------	-------

参加した職員の感想(主なもの)

- ・実際に療養所を訪問して、自分の目で見、生の声を聞いたことで、ハンセン病について正しく理解できた。
- ・ハンセン病についての正しい情報を、社会の人に伝えていきたい。

- パンフレット等の設置、配布（人権施策推進課）
 随時 公民館・図書館等の公共施設に設置した人権情報コーナー（185か所）
 での情報提供

(3) 道徳副読本問題が提起した偏見・差別の無意識な助長に配慮し、学校教育の中の人権教育において取り上げること

- 交流研修会の実施等（教育庁）
 国立療養所の園長による講義、居室訪問、入所者の方による講話等を通して、ハンセン病についての正しい理解を図る研修を実施する。
 - ・人権教育交流体験研修講座
 邑久光明園において、10/7、10/14、10/21に各定員25人で実施予定

- 各種研修会における、「第3次岡山県人権政策推進指針」等の配付・説明（教育庁）
 市町村教育長・人権教育担当者、各学校の校長・人権教育担当者、初任者等を対象にした研修会で、資料を配付し、説明を行った。

＜配付資料・説明の内容＞

- ・「ハンセン病に関する県民意識調査」結果概要について
- ・「岡山県ハンセン病問題対策協議会提言」について
- ・ハンセン病学習の充実に向けて（県の事業、啓発HP、小冊子「ハンセン病のこ
 と正しく知っていますか」等の紹介）
- ・「ハンセン病問題基本法」の施行や長島愛生園・邑久光明園の将来構想の公表
 など、最近の動きについて

- 人権教育指導資料の活用の促進等（教育庁）
 授業等で活用できる指導資料（「人権教育実践事例集・環境づくり編」「人権
 学習ワークシート集（上）」「ワークショップ（下）」等）や視聴覚教材等につ
 いて各種研修会で紹介し、活用を促した。

＜視聴覚教材の紹介＞

- ・作品名：家族からひきはなされて ～みんなで考えようハンセン病問題～
- ・内容等：ハンセン病療養所には多くの子どもたちがいたが、強制隔離収容によっ
 て、病気が治ってもふるさとに帰れず年をとってしまった。この事実を歴
 史と証言から学ぶ。（DVD19分 企画・制作 福祉運動・みどりの風）
 ※県生涯学習センターに整備し、平成23年度から借用可

(4) 高齢者等への理解を深めるために社会教育活動として生涯学習(出前講座)にも取り組むなど人権意識涵養をさらに推進すること

- DVD(改訂版)の販売
通年 制作委託会社に販売委託
「ハンセン病を正しく理解するために」
 - ・ハンセン病全般がわかる啓発DVD29分
 - ・語り部証言集12名:157分「今、わたしたちができること」
 - ・小・中・高校生向けハンセン病啓発DVD14分

販売状況 H23年度(7月末現在)
・ハンセン病を正しく理解するために 6枚
・今、わたしたちができること 3枚

- 交流活動を通じた指導者研修の実施(人権施策推進課・教育庁)
啓発・教育活動を一層推進するための深い知識と実践力を持った指導者を養成する講座において、ハンセン病施設の現地研修及び交流学习を行う。(年6日間のうち1日(10月4日実施予定))

(5) 若い世代に対する啓発は、ハンセン病の正しい知識についてストレートに伝えていくこと

各啓発活動の中で配慮

(6) 主要公立図書館にハンセン病関連文献コーナーを設置すること

- 県立図書館への設置(教育庁生涯学習課)
通年 ハンセン病関連文献コーナーを設置

県内市町村立図書館にも、ハンセン病関連の蔵書あり

- 啓発パネル・関連図書の展示(教育庁生涯学習課)
5月28日～7月29日 県立図書館1階ティーンズコーナーにて
「学ぼうハンセン病」展示

- ・展示パネル貸出についての問い合わせ、『県立図書館所蔵ハンセン病関係資料目録』の配布用の有無についての問い合わせなどがあった。
- ・毎日新聞(6月21日朝刊)、産経新聞(7月26日朝刊)に記事掲載。

2 福祉増進施策の実施

(1) 入所者を訪問し、県に対する要望などの意向調査を行うこと

●社会復帰支援員等による意向調査

通年 療養所出張相談による把握 両園 毎月2回

特になし

●入所者激励費の贈呈（ハンセン病療養所入所者に対するもののみ）

例年、12月に保健福祉部幹部が訪問し、贈呈

対象：長島愛生園及び邑久光明園の入所者全員

大島青松園は岡山県人会のみ

(2) 社会復帰に当たり入所者の参考とするため、県民に対し、社会復帰受け入れ等に関する意識調査を行い、その結果を両園入所者に提示すること

●ハンセン病に関する県民意識調査結果の周知

通年 ホームページへの掲載

(3) 社会復帰支援員を設置し、社会復帰希望者からの相談に対応するとともに、当面、住宅、医療等の確保が求められている状況を受けて、継続的に入所者及び親族や関係市町村等との連絡調整等の支援を行うこと

●社会復帰支援員による支援活動

通年 医療ソーシャルワーカー等 30名

・療養所へ出張相談 両園 毎月2回

・退所者訪問 随時、定期 月1回

相談実績、状況等（詳細は、社会復帰支援員から説明）

長島愛生園 活動日7日 22件

邑久光明園 活動日8日 20件 ※H23.4月～H23.7月集計

入所者から社会復帰に関する相談は、ほとんどない状況である。

(4)住宅の確保について、関係市町村とも十分連携しながら公営住宅の優先入居や民間住宅の入居斡旋等の支援を行うこと

○県営住宅の優先入居

随時 土木部住宅課において対応

実績なし

●住宅費の一部補助

随時 生活保護基準により支給 (例)岡山市37,000円/月
「岡山県ハンセン病療養所等退所者助成金支給要領」

(5)医療の確保について、退所者に対する在宅医療の確保や療養所の協力医師、協力医療機関の確保、医療関係者の研修を目的として、療養所、入所者自治会と関係自治体、医療関係団体等との協議の場を設ける等の支援を行うこと

●個別案件ごとに対応

随時 関係自治体、医師会との協議

随時 サポートプログラム作成、研修

社会復帰希望者の要望を踏まえ、関係自治体や医療機関等と連絡調整

社会復帰者については、社会復帰支援員が、随時、対応している。

●医療費、介護保険利用料の補助

随時 自己負担上限(市民税非課税) ・医療費 35,400円/月
・介護費 24,600円/月

「岡山県ハンセン病療養所等退所者助成金支給要領」

(6)本人の希望に応じ、里帰り希望者には個別対応を行うこと

●岡山県出身者への訪問

- 6月29日 長島愛生園、邑久光明園
- 7月19日 菊池恵楓園
- 7月25日 大島青松園
- 7月26日 多磨全生園
- 8月 3日 神山復生病院

訪問時に、見舞金と里帰り助成金を贈呈し、近況や県への要望をお伺いし、里帰りされる場合は相談に応じる旨を伝えて、歓談した。

入所者訪問時の状況

- ・長島愛生園18名 お会いした方々はお元気な様子であった。
- ・邑久光明園 3名 お会いした方はお元気な様子であった。代表者の方は、体調を崩されているとのこと。
- ・菊池恵楓園 2名 お一人は、食後の低血糖症で横になられており、お顔を拝見しただけで、直接お話しはできなかった。もうお一人は友人の手術に付き添われており、お会いすることはできなかった。
- ・大島青松園 1名 目が不自由になられラジオを聞く生活のようだが、活発にお話しいただいた。
- ・多磨全生園 2名 お二人ともお元気そうであった。お一人は、失った味覚が戻ってきたことを教えてくださった。お一人は、普段、カラオケクラブで活動されているとのこと。
- ・神山復生病院1名 足の炎症のため松葉杖であったが、他は大変お元気。これまでの療養所生活や思いなど、終始、積極的にお話しください。

●里帰り、墓参りへの支援等

意向を伺い、個別案件ごとに対応

3 両園保有史料の保全策に関する国への要望の実施

●史料の保全に関する要望

平成23年度重点提案

4 今後体制を整えた上で、さらに行う取り組み

(1)ハンセン病療養所入所者に対する聞き取り調査の実施

自治会及び園当局の協力を得て、聞き取り調査を実施し、了解が得られる方の聞き取り調査結果については、啓発資料として活用すること

●小冊子への体験談の掲載

通年 入所者の体験談を掲載した小冊子を、語り部講演会、学校等での人権学習に活用

掲載して活用中

H23配付部数 約 1,500 部(7月末現在)

配付先(主なもの)

市町村(教育委員会、人権関係部局)など

(2)関連資料・史料の収集・蓄積

広く県民に対して関連資料の提供を呼びかけるとともに、歴史研究者の協力を得て、岡山県及び市町村保存資料等の調査・研究を進め、偏見・差別解消に向けた取組みの一環として、これらの調査・研究を通じて明らかにされる事実を題材として、県民に対する啓発を行うこと

●資料集刊行、収集した史料の保存・公開

通年 平成20年度までに刊行した資料集制作の際等に収集した史料を、平成21年度末に県立記録資料館へ引き継ぎ済。

県立記録資料会において、史料の公開に向けて、引き続き準備中。
なお、史料開示の相談があった場合は、個別案件ごとに対応している。

(注1)平成14年3月20日「岡山県のハンセン病対策を振り返り正しい理解を進める委員会」から提出された意見書における提言

⑤

3月22日（火）に、平成22年度第2回岡山県ハンセン病問題対策協議会を開催し、その中で、当協議会会長の平松先生から、時代が変わっている中で、療養所で生活されている方々をこれからも「入所者」と呼びするのはふさわしくないのではないかとのご提案がありました。この平松先生のご提案を受けまして、当協議会では、人権施策を考えるに際しては、その人の立場になって、その人の目線で考え、議論していくことが大切であることから、この提案について当協議会で議論するのではなく、園で生活されている皆様に議論して決めていただきたいということになりました。つきましては、次回の協議会開催までに、貴自治会でお諮りいただきますようお願いいたします。

なお、次回協議会の開催は、平成23年8月を予定しております。

(例) 「入所者」 → 「生活者」
「利用者」
「生活している方」等

※発端：“入所”という言葉の持つ意味を吟味していくことが必要である。

1つ1つの言葉の言霊も考えないといけない。重要な意識の問題である。

平成22年度

第2回 岡山県ハンセン病問題対策協議会 議事録（抜粋）

平成23年3月22日（火） 10:00～11:45

三光荘 3階 パブリゾン

（委員）

－ 省 略 － ちょっとここで、以前から気になっていることがあります。かつて施設の利用者は「入所者」と呼ばれていましたが「入所者」とお呼びするのは今の時代にふさわしくないのではないのでしょうか。また我々もいろいろな取り組みをするときに一つ一つの言葉が持っている意味「言霊」を考えなくてはならず、「入所」という言葉の意味を我々は吟味していかなければならないのではないのでしょうか。これは重要な意識の問題であると思います。しかし、どういう言葉を使うかは、実際にそこで生活をされている方々で決めていただきたく、我々はその決定に従って対応していきたいと思います。主体者・主体性を大事にするということで、ぜひとも、園で生活されている皆様でこのことを議論して考えていただきたいと思いますので、自治会でご意見を取りまとめていただけたらと思います。 － 省 略 －